

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3232号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp>



あきもど きたしおぼらむら  
オレンジ色の朝焼けが美しい3月の秋元湖 (福島県北塩原村)

### もくじ

● 随 情 ● 政

想 報 策

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」について  
ーデジタル田園都市国家構想の実現に向けてー  
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局……………(2)  
国政情報……………(10)  
復活「桂木ゆず」……………(11)  
埼玉県町村会長・毛呂山町長 井上 健次……………(11)

### コラム

## ひとり死と弔い

東京大学名誉教授

大森 もり

彌 わたる

人は他者とのかわりの中で生きている。その人が亡くなれば、生前につながりがあった人たちが、普通は家族や親類・縁者などが通夜・葬式、火葬、埋葬を行い、亡き人を弔う。死者は他者の手によって葬られる。そこには生前の人間関係が反映している。弔いの様式は変化しても、死者の扱いが社会のあり方の問題であることに変わりはない。

日本では、遺族など死者を弔う人がいない場合は自治体が代わって行わなければならないことになっている。「墓地、埋葬等に関する法律」の第9条には、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」とあり、その経費は当該自治体が負担する。そうした例は、従来は、本人の名前や本籍地などが分からない、いわゆる「行旅死亡人」の場合で、無縁仏として葬られてきた。

しかし、今日では、身寄りがなく、いても頼れず、独りきりで死を迎えた高齢者が「無縁遺骨」として葬られるケースが増えており、自治体は遺骨を納める納骨堂の整備に苦慮しているという。引き取り手のない遺骨は、役所・役場の一角に半年から一年程度安置された後、無縁納骨堂へ移される。誰に死後を託すのか、誰が死者を弔うのか、本人の意向を含め、ひとり死への備えをどうするか、自治体の対応に工夫が求められているの

ではないか。

頼れる身寄りがなく、独りで最期を迎える高齢者が地域で安心して暮らせるためには、訪問・通信による安否確認をはじめ、入院などの連帯保証、延命治療などの医療決定、金銭管理、死後事務手続きなどの包括的な相談支援が必要である。自治体の中には、例えば「おひとりさま」あんしんサポート相談室」といった取組を始めているところもあるが、この相談支援に死後事務手続きが含まれていることが重要である。死後事務には、医療費の支払い、家賃・地代・管理費などの支払い、通夜・告別式・火葬・墓の選定・納骨・埋葬手続きなどであるが、所持するスマホやパソコンの内部データの消去も必要になる。

町村の場合でも、小規模の利点を活かして、独り暮らし高齢者が、どこで、どのように暮らしているのかを把握し、一人一人について地域と自治体がサポートチームを編成し、弔いに関する段取りを相談できる体制を整備する必要があるのではないかと。この相談支援を通じて付き合い・交流のあった人たちが、ひとり死を弔い、無縁納骨になることを極力少なくするのである。縁あって、ある地域で暮らしを終えた人を縁者たちが集めて弔い、死後事務を行う、そういう地域社会こそが本当に心根のやさしいコミュニティなのではないだろうか。

### 写真キャプション

朝焼けの撮影スポットとして有名な福島県・裏磐梯の秋元湖。赤・ピンク・オレンジと時間によって色が変わる。東側の山並みに雲が発生しやすく、さらに湖面にも霧が発生しやすいという朝焼け確率の高い場所。湖畔の堤防の上から撮影できるため、カメラマンには人気の撮影スポットである。周辺には検原湖・曾原湖・小野川湖・五色沼・曲沢沼・大沢沼などの撮影スポットが多数あり、湖沼の撮影を楽しむことができる。

# 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」 について

## —デジタル田園都市国家構想の実現に向けて—

### 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

#### 1. はじめに

岸田内閣では、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を、「新しい資本主義」の重要な柱の1つとして位置付けている。この構想の実現に向け、2021年11月以降、総理を議長とするデジタル田園都市国家構想実現会議では、有識者を交えた議論が行われている。この議論を踏まえ、

第1に、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこと  
第2に、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとポトムアップの成長につなげていくこと  
第3に、デジタル技術の活用は、

政府では、昨年6月に、「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定したところであるが、同年12月に、この基本方針に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度から2027年度

までの5カ年の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定した。本稿では、この総合戦略の主な内容を紹介する。

#### 2. 基本的な考え方

総合戦略における基本的な考え方は、主に以下の4点である。

具体的取組を進めていくこととして  
は、主に以下の4点である。

#### 3. 施策の方向

総合戦略のポイントの1つ目として、基本方針で定めた取組の方向性に沿って、各府省庁の施策の充実・具体化を図るとともに、KPIとロードマップ（工程表）を位置付けている。以下で、具体の施策及びKPIを紹介する。

#### デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

まず、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決の取組として、「地方に仕事をつくる」などの4つの柱を掲げている。

こうした取組を通じて、2030年度までに、全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組みことを見据え、「デジタル実装に取り組み地方公共団体を2027年度までに1,500団体」にすることを目指すこととしている。

また、本構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家構想交付金」が創

政 策

設され800億円が計上されるとともに、令和5年度当初予算案においても1,000億円が計上された。同交付金の「地方創生拠点整備タイプ」については、官民一体となって地域の課題解決に取り組むことが重要であることから、民間事業者に対する間接補助の仕組みが創設された。

【施策及びKPIの具体例】

(1) 地方に仕事をつくる

「スタートアップ・エコシステム」の確立に向けて、官民連携の下で、ベンチャー投資や社会的投資の拡充・強化等により、スタートアップが育ちやすい環境整備を行う。

こうした取組等を通じて、「社会課題解決のためのスタートアップなどの取組が見られる地域を2027年度までに900地域」とすることを目指す。

(2) 人の流れをつくる  
企業の本社機能の配置見直し等の検討や地方創生テレワークの推進等を行う。

こうした取組等を通じて、「サテライトオフィス等を設置した地方公共団体を2027年度までに1、

200団体」とすること、2027年度までに企業版ふるさと納税を活用したところのある地方公共団体を1,500団体にすることなどを目指す。  
(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる  
こども家庭センターによる包括的な相談支援など、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり等を進める。

こうした取組等を通じて、「こども家庭センター設置市区町村を全国展開」することなどを目指す。

(4) 魅力的な地域をつくる

GIGAスクール構想の推進などを教育DXを推進し、「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合を2025年度までに100%にすること」を目指す。

併せて、医療・介護分野でのDX、地域交通のり・デザイン、物流・インフラDX、地域資源を生かした個性あふれる地域づくり、防災・減災、国土強靱化等による安心・安全な地域づくり、地域コミュニティ機能の維持・強化等の取組を進める。

デジタル実装の基礎条件整備

こうした地方のデジタル実装を下支えするため、地方がデジタル実装を進めるための基礎条件整備にも取り組むこととしている。デジタル実装を進めるための基礎条件整備として、「デジタル基盤整備」などの3つの柱を掲げている。

【施策及びKPIの具体例】

(1) デジタル基盤整備

まず、鍵となる事業を選定し、生活サービスに必要な地域の実情に即したデジタル基盤を整備する。

また、健康保険証や運転免許証との一体化など、マイナンバーカードの普及推進や、カードの利便性向上による利活用拡大の取組を進める。

さらに、データ連携基盤の構築の観点から、国による地方公共団体のデジタル基盤・機能の提供や、ガバメントクラウドの活用、ハードインフラのみならず、ソフトインフラやルールの整備も含めたデジタル社会実装基盤の整備等の取組を進める。  
(2) デジタル人材の育成・確保  
「デジタル推進人材を2026年

度末までに230万人育成」することを目指し、

デジタル人材プラットフォームの構築  
・職業訓練のデジタル分野の重点化  
・高等教育機関等におけるデジタル人材の育成  
・デジタル人材の地域への還流促進等の取組を、関係省庁が連携して進める。

(3) 誰一人取り残されないための取組

デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポート等を行う方々をデジタル推進委員として任命する。また、こうした取組を全国津々浦々に展開できるよう、「2027年度までに5万人」を目指す。

4. 地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

総合戦略のポイントの2つ目として、地方においては、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂するよう努めていただくこととしている。まち・ひと・しごと創生法において、国の総合戦略を勘案して、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされており、各地方

政 策

公共団体においては、早期に国の総合戦略を勘案したものとなるよう努めていただきたい。

総合戦略では、地方が、そうした地域ビジョンを再構築していただくため、スマートシティ・スーパーシティ、「アジ活」中山間地域、脱炭素先行地域などのモデルとなる地域ビジョンや、地域交通のり・デザイン、教育DX、遠隔医療などの重要施策分野をお示ししている。また、こうした地域ビジョンの実現を後押しするため、国は、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化する。

加えて、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示する。

具体的には、選定地域に対する重点支援、優良事例の横展開、伴走型支援等に関する方策を位置付けている。

【モデル地域ビジョンにおける取組やKPIの例】

・スマートシティ…各種補助金等の合同審査の運用を深化させ、

2025年までに100地域創出することを目指す。

・スーパーシティ・デジタル田園健康特区…各地域の相互連携の下、大胆な規制改革を伴った、移動・物流、健康・医療など、複数分野にわたる先端的サービスやデータ連携を実現する。

・「アジ活」中山間地域…農林水産業の「仕事づくり」を軸として、教育、医療等のさまざまな産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術等を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化に取り組む地域を「アジ活」中山間地域として登録し、関係府省庁連携チームのサポートを行うことにより、2027年度までに150地域以上を目指す。

・大学を核とした産学官協創都市…関係府省の関連施策を取りまとめたパッケージを順次改定するなど、施策間連携を強化する。

・SDGs未来都市…2024年度までに210都市の選定を目指し、地方公共団体の枠を超えたSDGsの地域間連携の取組を重点的に支援する。

・脱炭素先行地域…2025年度

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
東京圏への過度な一極集中を是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、各府省庁の施策の充実・具体化を図るとともに、KPIとロードマップ(工程表)を位置付け。
地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂、地域ビジョン実現に向け、国は政府一丸となつて総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化
1 地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
2 人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり等
3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進等
4 魅力的な地域をつくる
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築(デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等)、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化等
2 デジタル人材の育成・確保
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への選流促進、女性デジタル人材の育成・確保等
3 誰一人取り残されないための取組
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

- スマートシティ・スーパーシティ
(福島県会津若松市)
■SDGs未来都市
(宮城県石巻市)

【「アジ活」中山間地域】

- 県いし手減少に対応した自動販売機の導入
バイオマス発電所等による新産業の創出(岡山県真庭市)

■産学官協創都市

- データを活用したスマート農業の取組(高知県・愛知大学)

■地域交通のり・デザイン

- 自動運転バス(茨城県取手市)
■遠隔医療
医療機器装着の移動型診療(長野県伊那市)

■地方創生テレワーク

- 空き家を活用したサテライトオフィスの整備(徳島県鳴門市)

■教育DX

- 保護者等とのオンライン相談(山梨県富士吉田市)

■観光DX

- 空気を活用したサテライトオフィスの整備(徳島県鳴門市)

■地域防災力の向上

- オンラインによる遠隔研修(徳島県三島村)
■GPS位置管理システムの導入(山形県鹿角市)

地域ビジョン実現を後押し

＜施策間連携の例＞

関連施策の取りまとめ

- 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示

重点支援

- モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援

優良事例の横展開

- 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開

伴走型支援

- ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

＜地域間連携の例＞

- 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進

重点支援

- 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援

優良事例の横展開

- 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

## 政 策

までに少なくとも100カ所の地域を選定することとなり、関係府省庁の支援策を一層充実する。

## 【重要施策分野における取組やKPIの例】

・ 地域交通のり・デザイン・他分野を含めた「共創」の取組を推進するとともに、関係省庁が連携し、地域限定型の無人自動運転移動サービスを2027年度までに100カ所以上で実現する。

・ 地方創生スタートアップ・複数の地域と連携し、共通する課題の解決と収益性の確保の両立を目指す取組等を支援する。

・ そのほか、地方創生テレワークの推進、教育DX、遠隔医療、まちづくり、観光DX、デジタル技術を活用した地域防災力の向上等に関して、関係府省庁が連携して取組を進める。

また、分野横断的な地域間連携の取組として、

- ・ 連携中枢都市圏等の枠組みを通じたデジタル活用
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金等の事業採択等を行う際に、地域

間連携を行う取組を評価するなど重点支援

・ Digital田園都市圏のメニューブック等を通じた、優良事例の横展開等の取組を行う。

## 5. おわりに

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、引き続き、地方の方々のご意見にしっかりと耳を傾け、様々な施策を進めてまいります。また、本構想の実現に向けては、国・地方が連携・協力して取組を進めていくことが必要であることから、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂をはじめ、町村長各位並びに町村職員の皆さまの益々のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

## お問合せ先

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

TEL：03-6257-1411

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <https://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取組事例をはじめ、各種統計資料等さまざまなデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実を図っていきたくと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

# 令和5年度 地方公共団体の経営・財務 マネジメント強化事業の実施について

## 地方公共団体金融機構 地方支援部

### 1. はじめに

地方公共団体金融機構（以下「機

構」という。）では、平成30年3月に策定した新たな経営理念において、すべての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、「地方の政策ニーズへの積極的な対応」等の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしています。地方支援業務については、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の取組を進めることとしています。

地方支援業務は、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、「情報発信」を3本柱として、充実・強化を図っています。人材育成・実務支援のうち、令和3年度から実施している総務省との共同事業「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（以下「本事業」という。）について、令和

5年度は支援内容を拡充して、引き続き実施することとし、2月28日から募集開始しました。本稿では、本事業の概要をご紹介します。

### 2. 本事業の仕組みについて

本事業においては、市町村等に対し、I. に掲げる支援分野に係る課題に対応する専門的な知識を有する人材（地方公共団体等の職員若しくは退職者、公認会計士、学識経験者又は経営コンサルタント等。以下「アドバイザー」という。）を、II. に掲げる支援の方法により派遣します。アドバイザーの派遣に要する経費（謝金・旅費）については、後述のとおり地方公共団体において費用負担が発生しないため予算措置は不要となっています。

令和5年度においては、以下のとおり、アドバイザーを派遣する支援分野を、公営企業・第二セクター等の経営改革（R5より小項目として、DX・GXの取組を新設）、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・

活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）、地方公共団体のDX（R5新設）、首長・管理者向けトップセミナー（R5新設）とし、支援方法として、  
a. 課題対応アドバイザー事業、  
b. 課題達成支援事業、  
c. 啓発・研修事業、を用意しています。

#### I. 「アドバイザーを派遣する支援分野」

○公営企業・第三セクター等の経営改革

#### ・DX・GXの取組

- ・経営戦略の改定・経営改善
- ・公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
- ・上下水道の広域化等
- ・第三セクターの経営健全化

○公営企業会計の適用

○地方公会計の整備・活用

○公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）

○地方公共団体のDX

○首長・管理者向けトップセミナー

#### ナ

#### II. 「支援の方法」

a 課題対応アドバイザー事業

市区町村・公営企業等が、I. に掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアドバイザーを派遣します。

イスを必要とする場合にアドバイザーを派遣します。

b 課題達成支援事業

I. に掲げる支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウ等が不足するために課題の達成が困難となっている市区町村・公営企業に対して、技術的・専門的な支援を必要とする場合にアドバイザーを派遣します。

c 啓発・研修事業

都道府県が、I. に掲げる支援分野について、都道府県内の市区町村・公営企業等に対する研修会・相談会を開催する場合に、当該研修会・相談会の講師として、アドバイザーを派遣します。

※より詳しい事業の内容や手続きについては、以下の「地方公共団体の経営財務マネジメント強化事業」専用ページをご覧ください。

(<https://www.jfm.go.jp/support/keizaimu/keizaimu.html>)

### 3. これまで活用をいただいた団体からの声

これまで活用をいただいた団体からは、「複数のテーマについて本事業を活用しているが、非常に使いや

情 報

すく助かっている。特に、地方側にアドバイザーの交通費等の費用負担が発生せず予算措置が不要である点や、日程変更が容易な点がありがたい。「本事業を活用してアドバイザーからアドバイスを3回受けたが、うち2回は職員研修形式で実施し、自治体経営に必要なマインドの習得につながった。ほか1回の個別案件に関する相談も、従来の考えを見直す機会となり、大変参考になった。」、「本事業を活用し、と畜場事業の経営戦略の策定について、本市の実情や課題を十分に理解していただいた上で、適切な表現等を他都市の事例を交えながらアドバイザーに教示いただいた。特に、処理頭数と施設規模など事業の今後のあり方を専門家の見地からアドバイスいただいたことは、施設の将来を検討する上で参考になった。」といった声も伺っており、機構としても、引き続き、本事業が各団体における課題の解決に資するものとなるよう、円滑な派遣の実施に努めていきます。

4. おわりに

本事業は、事務的な面でも地方公共団体にとって活用しやすいものとなるよう、前述のとおりアドバイザーに対する謝金・旅費を機構が負

担し、地方公共団体側で予算を計上することなく、専門家からアドバイスを受けることができる事業となっています。

機構では、今後とも、地方公共団体の財政運営の「良き相談相手」となることを目指し、現場の声を幅広くお伺いしながら、機構ならではの強みを活かして各種の事業を実施してまいります。

地方公共団体の皆さまにおかれましては、今回ご紹介した「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」をはじめとする地方支援業務を、積極的にご利用いただければ幸いです。

お問合せ先

地方公共団体金融機構 地方支援部  
TEL: 03-3539-1267  
FAX: 03-3539-1261  
E-mail: chihoushen@jf.go.jp

機構ホームページ

https://www.jfm.go.jp/  
(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)  
https://www.jfm.go.jp/support/keizaimu/keizaimu.html

# 車両共済(保険)のご案内

## (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から**43%(保険料)割引**
  - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに**5%割引**
  - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
  - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

**株式会社 千里 (取扱代理店)**  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

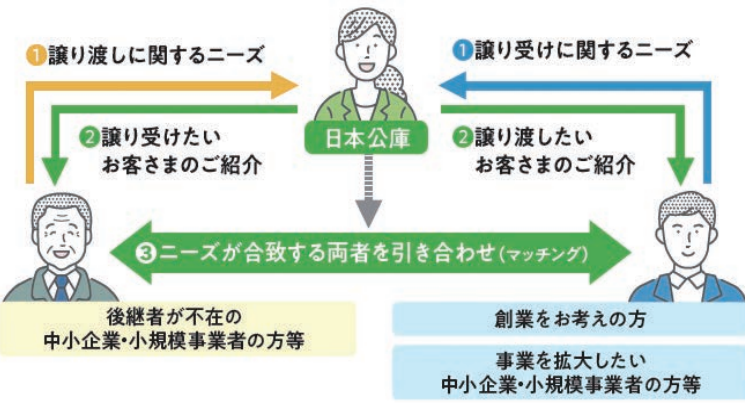
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください  
(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)  
**TEL 0120-731-087**  
**FAX 03-3519-7325**

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

# 後継者がいない小規模事業者等の 第三者承継を支援する 事業承継マッチング支援

日本政策金融公庫 国民生活事業  
～継ぐスタ×移住による地域活性化～



▼事業承継マッチング支援実績(単位:件)

		元年度	2年度	3年度	4年度 (~12月)	累計
申込	譲渡	93	70	1,035	1,310	2,508
	譲受	238	306	2,143	2,804	5,491
	合計	331	376	3,178	4,114	7,999
引き合わせ		32	46	245	262	585
成約		0	2	20	35	57(注)

(注) 譲渡価格は「1,000万円以下」が約5割で、小規模な成約案件が中心

## 1 事業承継マッチング支援の概要

日本政策金融公庫国民生活事業(以下「日本公庫」)では、後継者不在などで事業を譲りたい人と、事業を譲り受けたい人を引き合わせて第三者承継を支援する「事業承継マッチング支援」の取組みを全国規模で行っています。

令和4年12月末までの累計で、譲り渡し希望が約2500件、譲り受け希望が約5500件の登録があり、累計で585件の「引き合わせ」

を実施し、57件成約に至っています。

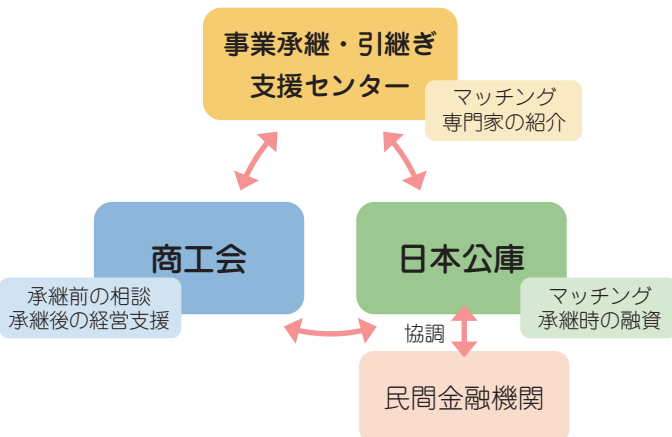
日本公庫の事業承継マッチング支援には、大きく3つの特徴があります。

- ① 全国ネットワークを活用して幅広く「お引き受け先」を探せること
- ② マッチング登録料や成約手数料は不要で、無料で対応できること
- ③ 必要な資金ニーズの融資の相談に応じることができること

## 2 商工会や事業承継・引継ぎ支援センター等との連携

日本公庫は、商工会や事業承継・引継ぎ支援センター、民間金融機関等、地域の支援機関とも連携して事業承継支援に取り組んでいます。

各地域における事業承継支援の一層の充実化を図るため、令和4年5月には、全国商工会連合会と「事業承継支援に係る連携協定」を締結し、各都道府県の商工会連合会や事業承継・引継ぎ支援センターを中心に連携スキーム構築を進めています。





情 報

3 継ぐスタ支援の取組み

日本公庫では、ゼロからスタートする従来型の創業（ゼロスタ）に対し、事業を受け継ぐ形での創業に「継ぐスタ」と名称を付け、「継ぐスタ」に取り組み方を支援しています。「継ぐスタ」は、従来型の創業（ゼロスタ）と異なり、既存の設備や技術・ノウハウ等の経営資源を受け継ぐことで、創業時のコストが軽減でき、安定した経営を実現できる可能性があります。

令和4年12月までの累計で、「継ぐスタ」登録者は1076人と年々増加しており、約7割が40代以下です。

また、登録者の居住地域は約4割が東京都ですが、そのうち、事業の譲受希望地として「東京都以外」を検討対象としている方は約4割います。

都会から地方に移住して事業を受け継ぐケースも想定され、地域活性化の起爆剤にもなり得ます。

継ぐスタ

支援事例 — 和紙工房を受け継ぐ —

- ・『手漉きの紙が好き』という想いを原動力に、島根県の伝統工芸品「広瀬和紙」の工房を受け継いだのは、島根県出身の方で「継ぐスタ」が実現
- ・京都の大学で和紙工芸を専攻し、和紙製作の仕事をしていた女性は、地元に戻った後、「重要無形文化財保持者」を伝承した経営者のもとで技術を学び、独立して紙づくりを極めたいという自らの想いを

実現

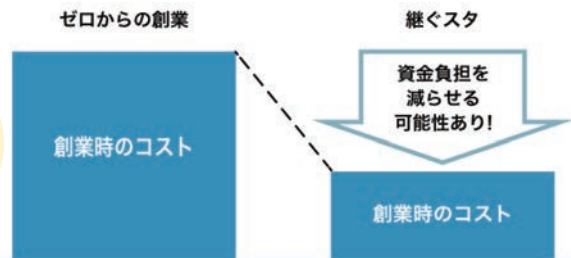
承継にあたっては、商工会が事業承継に向けた計画策定などの面でサポート



譲渡側  
長島 勲氏 (84歳)

譲受側 (継ぐスタ)  
大東 由季氏 (27歳)

▼既存設備の活用により、創業時のコストを軽減



4 実名による後継者公募の取組み

日本公庫では、マッチングの可能性を追求するため、令和4年8月より、「事業承継マッチング支援ページ」に譲り渡し希望者の実名情報を開示する「後継者公募の取組み」を新たに開始しています。

第三者による事業承継のお相手探しは、実際に引き合わせが実現するまでは、譲り渡し希望者の実名を開示しないまま進めていくことが一般的です。一方で、譲り渡し希望の方からは「身内以外の従業員はいないので企業名をオープンにして後継者を探してもよい」、譲り受け希望の方からは「匿名情報だけでは事業者の魅力がわかりづらい」といった声もあり、実名による後継者公募の取組みを開始したものです。

登録状況としては、個人事業主の方が約8割と小規模な事業の方が中心で、半数が飲食店です。取組みを開始して6カ月ですが、匿名情報だけで登録している方と比べて、多くの問い合わせをいただいています。

また、このような取組みを広めていく観点から、譲り渡し希望の経営者が実名で登壇する「事業承継マッチングイベント」を、令和3年度は熊本県で、令和4年度は静岡県・岐阜県・長野県の3県で開催しました。

イベントには事業拡大等を検討している企業や「継ぐスタ」希望者、地域の支援機関の方々に参加いただきました。令和5年度は、日本公庫の全国ネットワークを活かし、全国15都道府県に拡大して開催します。

こうした実名による後継者公募の取組みを、後継者がいない小規模事業者の方に一人でも多く知っていただくことで、地域に必要とされる事業の第三者への承継を推進していきます。

お問い合わせ先：03・3270・1394  
(日本政策金融公庫 国民生活事業本部)



国 政 情 報

◎コロナ禍で縮小した東京都への転入超過が再び拡大―総務省

総務省は1月30日、2022年の住民基本台帳人口移動報告を発表した。2022年の日本国内の市区町村間移動者数は531万972人で、前年より1.2%増加した。都道府県別では、転入超過は東京都の3万8,023人をトップに神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府など11都府県で、宮城県が新たに転入超過になった。一方、転入超過は広島県の9,207人を筆頭に、愛知県、福島県、新潟県など36道府県だった。なお、転入超過数を前年(21年)と比べると、東京都は5,433人から約7倍に増えた一方、千葉県は1万6,615人が8,568人に、神奈川県も3万1,844人が2万7,564人に減少。コロナ禍で東京都から近隣県に移転した人口が、再び東京都に戻ったことをうかがわせる。

市町村別では、転入超過は564団体(33%)、転出超過は1,155市町村(67%)。転入超過市町村の割合が高いのは神奈川県85%、埼玉県78%、東京都65%など。逆に、転出超過市町村の割合が高いのは山形県の97%を筆頭に、岩手県、秋田県、新潟県、島根県でも9割台が高い。

◎戸籍の記載事項に「仮名表記」を追加―法制審議会

法務省の法制審議会戸籍法部会は2月2日、戸籍法等の改正要綱案を決めた。戸籍の記載事項に「氏名を片仮名等で表記したもの(仮名表記)」を追加する。併せて、仮名表記の「許容性と氏名との関連性」について「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」とした。併せて、市町村長に

仮名表記を記載する手続きなども示した。同省は、今通常国会に改正法案を提出する。

戸籍に記載されている者は法施行1年以内に氏と名の仮名表記を届出するとしてうえで、市町村長は施行1年を経過した日に氏名の仮名表記を記載する。このため、本籍地の市町村長は施行後遅滞なく戸籍に記載されている者に対し記載しようとする氏名の仮名表記を通知するとして。このほか、許容できない仮名表記の具体例に①漢字の持つ意味とは反対の意味②読み違い(書き違い)かどうか判断としない③漢字の意味や読み方との関連性をおよび(又は全く)認めることができない―を挙げた。

◎地方交付税を前年度比1.7%増など―2023年度地方財政計画を決定―政府

政府は2月7日、2023年度地方財政計画を決定した。地方交付税を前年度比3.073億円(1.7%)増の18兆3,611億円確保し、一般財源総額(水準超過経費を除く交付団体ベース)を同1,500億円(0.2%)増の62兆1,635億円とした。この結果、地方財政計画の規模は同1兆4,432億円(1.6%)増の92兆350億円となる。一方、臨時財政対策債は同7,859億円(44.1%)減の9,946億円に抑制、財源不足額も同5,659億円(22.1%)減の1兆9,900億円に縮小した。

このほか、まち・ひと・しごと創生事業費を地方創生推進費に名称変更したうえで地域デジタル社会推進費を内訳として、デジタル田園都市国家構想事業費1兆2,500億円を創設。また、地域の脱炭素化推進のため新たに脱炭素化推進事業費1,000億円を計上し脱炭素化推進事業債を

創設。このほか、①地方への人の流れ拡大のため「地域おこし協力隊」の募集等に要する経費を1団体200万円上限から300万円上限に拡充②学校・福祉施設・図書館・文化施設など自治体施設の光熱費高騰対応として一般行政経費(単独)を700億円増額③避難所の生活環境改善のための対象事業拡充の取組を補助―などを盛り込んだ。

◎クラスター発生市町村の事務代行などを拡大―感染症法改正案

政府は2月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案を閣議決定した。感染症の発生・まん延の初期段階から迅速な措置が講じられるよう対策本部長(内閣総理大臣)の国の行政機関や都道府県知事に対する指示権を国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合は同対策本部長が設置された時から行えるよう発動可能時期を前倒しする。また、クラスター発生で自治体窓口が閉鎖された事例を踏まえ、自治体事務の代行も政府対策本部が設置された時から行えるよう要請可能時期・対象事務を拡大する。現行法では、代行は特措法に根拠がある事務で緊急事態宣言時に限られている。併せて、自治体への国庫補助負担率の高上げや地方債発行の特例規定も設ける。

このほか、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置する。統括庁では、特措法の政府行動計画の策定及び推進に関する事務や政府対策本部・推進会議、感染症発生・まん延防止の企画・立案、総合調整などを担う。

◎木質バイオマス発電に対する改善措置が明らかに―総務省

総務省は2月14日、木質バイオマス発電をめぐる木材の需要状況に関する実態調査結果に基づく通知に対する改善措置状況を発表した。木質バイオマスは、脱炭素化や林業振興を通じた地域活性化の効果が期待

される一方、木材需要増加で木材利用事業者の木材安定調達を困難にしているため、2021年に総務省が農林水産省と経済産業省に改善を通知した。

その結果、燃料調達計画で都道府県が確認すべき点を詳細化したことで参入希望者への審査がよりの確・精緻な審査を受けられるようになったほか、林野庁ホームページに木材需給状況の情報を掲載したことで参入希望者や発電事業者が行う発電事業の持続可能性の判断が可能になった。このほか、温室効果ガスの発生見込みが少ない参入希望者のみ認可することで環境負荷の低減が見込まれるようになったなどの効果を示した。

◎自治体の計画策定の事務負担軽減へ―ガイド―内閣府

政府の地方分権改革有識者会議は2月20日、国が自治体に求める計画策定の「ナビゲーション・ガイド」をまとめた。法律で自治体が策定主体とされる計画策定関連事項がこの10年間で約1.5倍に増加。自治体や国ともに負担となっているため、効果的・効果的な計画行政の原則などを示した。制度の検討に際しては、処理主体を国とするか自治体とするかを検討し、計画を選択した場合も計画間の重複回避などのため計画等の体系図を作成することが望ましいとした。さらに、自治体が処理する事務の意思決定の形式は自治体の判断に委ねることを原則とすべきだとし、そのうえで①通知・要綱・要領等を根拠とする計画が技術的助言等であるものはその旨を明示②非策定・未策定の団体名を公表することはない③詳細にわたらないよう地方公共団体の意向を踏まえつつ計画の記載事項を簡略化する―などを要請。併せて、提出を求め記載事項も必要限度にとどめるよう求めた。

## 随 想

「柚子ゆずって越生町の特産品でしょ」かつて毛呂山町の特産品として名が知られていた「桂木ゆず」は、いつしか過去からの名声を失っていた。

町議会議員時代「なんとかしなれば」と、毛呂山町の町長選挙に立候補を表明、平成23年4月の統一地方選挙で「毛呂山町の桂木ゆずを復活させます」を政策の一つに掲げ、当選を果たすことができた。



毛呂山町の特産品「桂木ゆず」の歴史は古く、江戸後期1820年頃に記された「新編武蔵風土記」には、毛呂山町滝ノ入地区の土産として「柚子を数十駄」(一駄は135キログラム)産出していることが紹介されている。

町内の滝ノ入地区だけでなく、毛呂山町の山あいにある阿諏訪地区、大谷木地区も南斜面で風当たりが弱く、霜もほとんど降りず、柚子に適した条件が揃っていたことから柚子栽培が盛んとなった。昭和6年の郷土史にも、年に350〜400箱(1箱400個人入り)を東京神田市場に「桂木ゆず」として出荷された記録が残されている。

このように昭和初期、毛呂山町の柚子栽培が転換期を迎えた背景には、毛呂山町大字滝ノ入字桂木地区で柚子栽培をしていた串田市太郎氏が「将来、日本人の食生活は変わる。柚子のような香りを食べる時代が必ず来る」と考え、養蚕から経営転換を図り、市場出荷のために柚子栽培を始めたことがある。

以来、柚子栽培は毛呂山町の山あい全域に広まり、「桂木ゆず」として全国に名が知れわたり、昭和30年代には、お隣の越生町やときがわ町にまで柚子栽培が普及した。

そのような毛呂山町の「桂木ゆず」だが、長い年月にわたり出荷販売を

受け持っていたJA(農協)任せと、特産品に対する行政の取り組み不足が起因し、マスコミからも一般の消費者からも「柚子の産地は毛呂山町」ということは忘れられ、毛呂山町の特産品ではなくなっていた現実がそこにあった。

そして、平成23年から毛呂山町の「桂木ゆず」復活への取り組みが始まる。

まず、越生町とときがわ町の行政および柚子の生産農家にも加わっていたいただき「桂木ゆずブランド協議会」を立ち上げ、「桂木ゆず」をブランドとして商標登録することができた。

また、「毛呂山町の桂木ゆず」を東京都内や埼玉県内の駅を使い、町議会議員の協力もいたって無料配布を行ったり、東京都内を結ぶ私鉄10両編成すべての車内を「桂木ゆず」の広告で独占する「広告貸切列車」を実施。これは、まさに圧巻のPRとなった。

実生による数十年という柚子の老木から生まれる「桂木ゆず」は、成分分析によって関西地方の産地化された柚子より香りや個々の成分のどれを取っても格段に高いことが証明され、女子栄養大学による「桂木ゆず」を使った菓子の発案から、和菓子の大手企業によって商品化され、毛呂山町を代表する「桂木の真珠」

という土産品が通年販売されることとなった。

そんな折、桂木ゆずの搾汁施設を町内の加工センターに建設する計画となり、地方創生拠点整備交付金を活用して「柚子の搾汁棟」が完成。この施設によって、柚子の生産農家にとってはB品C品の箱詰め販売できない規格外の柚子を搾汁液として販売できるため「ロスが少なくなり、収益増になった」と、喜びの声を聞くことができ、加えて販路が拡大して大手企業から「柚子の搾汁液」の引き合いも多くなってきている。

令和5年1月22日、大手新聞に「桂木ゆずでリラックス 埼玉・毛呂山町特産 炭酸入浴剤に」という記事が掲載、日本最大のドラッグストアを展開するウエルシア薬局がアース製薬と連携して「桂木ゆず」を原料としたお風呂の炭酸入浴剤を開発、全国のウエルシア1768店舗で販売されて売り上げが好調とのこと。

数年前から、柚子の季節を迎える11月中旬には、テレビなどほとんどのマスコミが「日本最古の柚子の産地、毛呂山町で桂木ゆずの収穫作業が始まりました」と報道されるまでとなった。

今では「柚子って毛呂山町の特産品だよな」。

その声を聞きたびに、行政としての仕事ができたと喜びを感じている。

# さまざまな「集いの場」を 演出いたします

広さと設備が多様な大ホールと、  
3つの会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに  
幅広くご利用いただけます。



## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。  
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

**全国町村会館**  
**TEL.03(3581)0471**  
FAX.03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号  
ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

